



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1169 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(NPO協働推進課)
- 1170 生活保護法による医療機関の指定
(福祉保健総務課)
- 1171 肥料取締法による肥料の登録事項の変更
(果樹園芸課)
- 1172 一般競争入札による落札者の決定 (技術調査課)
- 1173 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1174 新道路の供用開始等 (")
- 1175 道路の位置の指定 (都市政策課)

*1176 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (出納室)

○ 公告

平成18年度薬種商試験及び薬種商承継者試験の実施 (薬務課)

告 示

和歌山県告示第1169号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成18年11月20日まで縦覧に供する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年9月20日
- 2 名称
特定非営利活動法人ケアネット和歌山
- 3 代表者の氏名
和佐匡博
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市小雑賀696番地の5 サンロイヤル小雑賀301号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、福祉・医療に関する何らかの援助を必要とする方、もしくは援助を行うのに必要な技能又は人材・情報等を必要としている個人又は事業所に対して、福祉・医療サービス及び、人材教育・人材派遣・情報提供等に関する事業を行い、社会福祉サービスの推進に寄与する事を目的とするとともに、スポーツや文化を通じた子供の健全育成を目指し、各種文化・芸術研修会やスポーツ活動を実施し、子供の健全育成と地域スポーツの振興に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第1170号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
伊訪3-18	有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野913	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野913	平成18.4.25

和歌山県告示第1171号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第1

6条第1項の規定により公告する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第718号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料44	窒素全量4.0 りん酸全量4.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807番地	平成21年10月14日

和歌山県 第719号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料52	窒素全量5.0 りん酸全量2.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮 807番地	平成 21年10月14日
---------------	---------	-----------	---------------------	----------	-------------------------------------	-----------------

和歌山県告示第1172号

公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
- 落札者を決定した日
平成18年8月31日
- 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
- 落札金額 165,895,632円(うち消費税及び地方消費税の額 7,899,792円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年7月21日

和歌山県告示第1173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡九度山町大字河根字百田谷913番1地先から同町大字河根字百田谷914番1地先まで	旧	4.03	73.30	
	新	4.67		

同上	新	7.44 } 24.30	73.30
----	---	--------------------	-------

和歌山県告示第1174号

平成18年和歌山県告示第1173号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1175号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 所 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2894	西牟婁郡上富田町岩田字上岩田2874番14、2875番の一部分、2837番25の一部分	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成 18.9.25	4.0	32.84

和歌山県告示第1176号

平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等)の一部を次のように改正し、平成18年10月10日から施行する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

- 収納代理金融機関の表中

株式会社りそな銀行

株式会社和歌山銀行

同上

同上

「
を
株式会

」

社りそな銀行 | 同上

| に改める。

公 告

公 告

薬事法(昭和35年法律第145号)第28条第2項に規定する試験(薬種商試験及び薬種商承継者試験)を次のとおり実施する。

平成18年10月3日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験期日及び時間

平成18年11月29日(水)午前10時から

2 試験場所

和歌山市雑賀屋町19

和歌山県薬剤師会館

3 試験区分

薬種商試験及び薬種商承継者試験

4 試験科目

(1) 学説試験

ア 薬事関係法規

イ 日本薬局方

ウ 基礎化学

エ 薬学一般

(2) 実地試験

5 受験申込書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成18年10月16日(月)から平成18年10月25日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

(2) 提出先及び提出部数

ア 和歌山市内で営業しようとする者は、和歌山県庁薬務課(〒640-8585 和歌山市小松原通1-1)へ1部提出すること。

イ 和歌山市以外の地域で営業しようとする者は、所轄の県立保健所(支所)へ2部(正本1部)提出すること。

6 受験資格

(1) 薬種商試験を受けることのできる者は、次のアからウまでに該当する者でなければならない。

ア 薬事法第5条第3号イからホまでの規定に該当しない者

イ 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第147条のいずれかに該当する者

ウ 薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号)第3

条に規定する基準に適合する店舗を有する者又は申し込み時に店舗を有しない者で薬種商販売業を和歌山県内の特定の場所で現実に行う意思を有すると知事が認めたもの

(2) 薬種商承継者試験を受けることのできる者は、次のア及びイに該当する者でなければならない。

ア 薬種商販売業者(法人にあつては、実地に当該店舗を管理する役員に限るものとする。)、薬局開設者及び一般販売業者(以下「薬種商等」という。)の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者のうち一人に限る。ただし、薬局及び一般販売業にあつては、その開設者が薬剤師であるものに限るものとする。

イ 薬種商等の当該店舗(以下「承継予定店舗」という。)又は他の店舗において、現に医薬品販売の実務に従事しており、将来承継予定店舗を承継して業務を行うことが確実であると認められる20歳以上の者

7 合格者について

(1) 薬種商試験

ア 知事は、薬種商試験に合格した者(以下「薬種商試験合格者」という。)に対して合格証を交付するものとする。

イ 試験合格後、薬種商試験合格者は、速やかに薬種商販売業許可申請を行うものとする。

ウ 薬種商試験合格者が、試験合格後3年以内に薬種商販売業許可申請を行わない場合は、その試験の合格の効力を失うものとする。

(2) 薬種商承継者試験

ア 知事は、薬種商承継者試験に合格した者(以下「承継試験合格者」という。)に対して合格通知書を交付する。

イ 承継試験合格者は、承継予定店舗又は他の店舗において、引き続き医薬品販売の実務に従事するとともに、知事が認める各種薬事講習会を受講しなければならない。

ウ 承継試験合格者は、合格通知書記載事項又は医薬品販売の実務に従事する店舗等に変更が生じた時は30日以内に変更届書を知事に提出しなければならない。

エ 試験合格後、承継予定店舗又は他の店舗で医薬品販売の実務に従事しなくなった者及び承継予定店舗の承継者となることを辞退する旨を自ら申し出た者の合格通知書は失効するものとし、合格通知書は、直ちに知事に返納するものとする。